

横浜市立小田小学校 いじめ防止基本方針

1、いじめ防止に向けた学校の考え方

【1】いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【2】いじめ防止に向けた基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

2、学校いじめ防止対策委員会の設置

【1】委員会の構成員

児童指導部会を母体として、いじめ防止対策委員会を設置する。児童支援専任が窓口になる。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家の参加を求める。

【2】委員会の運営

- ・月一回の運営部会議の児童指導部会の後、管理職と委員会で行う。各学年の児童の様子を報告した内容を、各学年の児童指導部が所属学年に伝える。いじめと判断される事例がある場合は、管理職に相談後、ケース会議を開き対応を考える。職員会議で見守りが必要な事例やいじめを報告する。
- ・児童や保護者から相談がある場合は、担任、学年主任等、関係している職員・専科・養護等で話し合い早急に対応する。その後、管理職・専任に必ず報告する。
- ・対応が難しい相談は管理職に相談・報告後ケース会議を開く。
- ・解決困難な事例は、校長を通して至急SSWの要請を依頼しケース会議に参加を求める。
- ・第1回いじめ防止全体会は、4～5月中に実施する。いじめが起きた場合の対応、ケース会議を開くまでの流れ、記録の仕方や保存期間について全体で確認する。YPAセメントは4～5月中に実施する。
- ・第2回いじめ防止全体会（12月）は、2回目のYPAセメント（10～11月に実施）の結果等を参考にして、支援・配慮が必要な児童の把握や、担任や学年での対応が難しいケースがある場合の支

援などについて確認する。また、本いじめ基本方針の見直しも第2回の全体会の中で実施する。

【3】委員会の活動内容

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口（主に児童支援専任）となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めた取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど各学校のいじめ防止等の取り組みについて、P D C Aサイクルで検証を行う。

3、いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（1）いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて次の取り組みを行う。

- ・全教科・領域を通して心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・特別活動を中心に児童自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくり支援する。
- ・豊かな心の育成のための、人権教育全体計画と道徳教育全体計画に、いじめへの対応に係る内容を明示し、教員の資質向上のための取り組み計画を具体的に盛り込む。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう研修を行い、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2）早期発見のための取り組み

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、些細な兆候であっても、いじめはないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取り組みを行う。

- ・5月に「いじめ早期発見のための記名式アンケート」、12月に「学校いじめ解決一斉キャンペーンアンケート」の2回を全児童に実施し、いじめの有無を把握する。
- ・Y P生活アンケートは年2回（1回目4～5月、2回目10～11月）実施する。
- ・アンケートをもとに実態を把握後、いじめられていた子やいじめられている子がいる学級は、すぐに一人一人と面談を行い、結果をすみやかに、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ・面談結果の記録は、全職員で共有する。
- ・児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、必要に応じて学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- ・横浜こども会議に参加し、会議で話し合われたことについて全児童に報告する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、該当児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ・被害児童に対しては児童支援専任や担任が事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・被害児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組や加害児童への指導内容を伝える。
- ・加害児童に対しては、児童支援専任や担任が事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・加害児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた指導を伝え家庭での指導及び支援を要請する。
- ・以上の対応は、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、校長の判断で警察に相談・通報し、連携して被害児童を守る。

(4) いじめの解消

- ・いじめの解消が確認できるまで、職員で協力して被害児童を見守る。
- ・加害児童に対しては、友達と適切な交流ができるような声かけをしていく。

《いじめの解消の要件》

- 1 いじめの行為が少なくとも3ヶ月以上（目安）止んでいること。
- 2 いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

《特に配慮が必要な児童生徒》

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(5) 教職員などへの研修

- ・Y-Pアセスメントを活用した児童の社会的スキルを伸ばす横浜プログラムの実施について。
- ・警察、児童相談所等関係機関との連携について。

(6) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・アンケート結果やそれに伴う対応を公開する。
- ・保護者対応などについて助言を受ける。

(7) 年間計画

月	取組内容	
4月	いじめ防止対策全体会① 【いじめ防止基本方針の確認】(いじめの定義、年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ) 教育相談	新入生保護者説明会、学年集会、懇談会等で、基本方針説明 個人面談
5月	たてわり相談 いじめ早期発見のための記名式アンケート実施 職員研修 YPアセスメント(横浜プログラム)実施① 教育相談	学校説明会でいじめ防止の紹介 小田小中合同学校運営協議会でいじめ防止の紹介
6月	生活アンケート①、 教育相談 たてわりふれあい遊び①・交歓給食 児童理解研修会① 職員研修(いじめ防止)	
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) ふれあい遊び② 教育相談	個人面談
8月	校内研修 金沢区横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合いをもとに)	
9月	生活アンケート② 教育相談	
10月	たてわり交歓給食 教育相談 YPアセスメント(横浜プログラム)実施② 金沢区非行被害防止サミット(代表児童参加)	
11月	ふれあい遊び③ 教育相談	小田小中学校合同学校運営協議会委員による授業参観とアンケート 意見交換会
12月	人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン(いじめ防止月間)の取組 いじめ防止対策全体会②(基本方針の見直しを含む) 教育相談 ふれあいアート展ペア鑑賞 たてわり交歓給食 全校集会(人権週間・ユニセフ活動) 小田中学校生による非行防止サミット発集会	個人面談
1月	教育相談	
2月	たてわり相談 お別れ会・お別れ給食 児童理解研修会② 教育相談	小田小中学校合同学校運営協議会(いじめ防止への取り組み説明)
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) / 学家地連や地区懇談会などにおいて、情報交換 中学校ブロック定例会(月1回)	

【4】重大事態への対処

重大事態とは

- 1いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的対応

- ・「重大事態」に対処し同種の事態の発生防止のため、速やかに組織を設け関係者へ質問票の使用や聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う。

発生の報告

- ・調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し重大事態の事実関係等その他の必要な情報を的確に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・重大事態が発生したときは横浜市教育委員会を通じて市長に報告する。

【いじめ防止対策の点検・見直し】

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C Aサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

横浜市立小田小学校 令和6年3月改定